

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年10月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800138号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800080号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和54年2月15日から同年9月18日に訂正し、同年2月から同年8月までの標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和54年2月15日から同年9月18日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年2月15日から同年9月18日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年2月15日から同年9月18日まで

厚生年金保険の加入記録では、A社に勤務していた昭和54年2月15日から昭和54年9月18日までの期間の記録がないが、この期間も継続して厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていたはずである。

給料支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社員名簿並びに同社の請求期間当時の事業主の子で当時の実質上の事業主、現在の事業主及び当該事業所において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録がある複数の従業員の回答及び陳述により、請求者の請求期間に係る勤務形態及び業務内容に変更はなく、継続して当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された昭和54年4月、5月及び7月分の給料支払明細書について、事業所名の記載はないものの、A社の事業主は、当該明細書は請求期間当時に使用していたものである旨陳述しており、当該明細書により、請求期間の一部期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間において、厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の昭和 54 年 1 月の厚生年金保険の記録及び上記明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料等を保管しておらず不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800135号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800081号

## 第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和46年4月1日、喪失年月日を同年8月16日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和46年4月1日から同年8月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年4月1日から同年8月16日まで  
② 昭和50年12月31日から昭和52年4月1日まで

年金事務所で夫(訂正請求記録の対象者)の厚生年金保険の記録を調べてもらったところ、請求期間①について、夫と同姓同名(漢字も同じ)、同一生年月日の記録が見つかった。しかし、結婚前の期間である上、夫は既に亡くなっていることから、私には当該記録の会社名が分からず、夫の年金記録に統合できないので、調査の上、当該記録を夫の記録に統合してほしい。

また、請求期間②について、夫と初めて出会ったとき、夫は、C社が経営していた「D」という名称のEで、店長をしていた。しかし、夫の厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者記録がない。結婚前のことなので、勤務期間等、詳しいことは分からないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の請求期間①当時の

氏名と同姓同名、同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得年月日は昭和46年4月1日、資格喪失年月日は同年8月16日。以下「未統合記録」という。）が確認できるところ、当該記録はA社に係る記録であることが確認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、未統合記録は、訂正請求記録の対象者の請求期間①当時の氏名と同姓同名（漢字も同じ）、同一生年月日の被保険者に係る記録であることが確認できる。

さらに、請求期間①にA社に係る厚生年金保険被保険者記録のある者に対して照会を行ったところ、複数の者が、訂正請求記録の対象者は同社に勤務していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、未統合記録は、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、A社の事業主は、訂正請求記録の対象者が昭和46年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、請求期間①の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが必要である。

2 請求期間②について、C社は、同社が保管する年金記録台帳に訂正請求記録の対象者の氏名は記載されておらず、このほかに請求期間②当時の資料は保管していない旨回答している。

また、C社は、請求者が訂正請求記録の対象者が店長として勤務していたとする「D」について、同社F事業部（請求期間②当時の厚生年金保険の適用事業所名称は、C社G事業部）の管轄であった旨回答しているところ、同社F事業部の請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社F事業部が厚生年金保険の適用事業所でなくなった当時の事業主についても所在が確認できないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、請求期間②にC社G事業部に係る厚生年金保険の被保険者記録のある複数の者に照会したものの、訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、訂正請求記録の対象者の同社に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る勤務実態について確認することができない。

加えて、C社G事業部に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間②に整理番号の欠番はなく、訂正請求記録の対象者の氏名も見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800141号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800082号

## 第1 結論

請求者のA社における平成21年6月1日から平成28年3月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年6月から平成28年2月までの標準報酬月額を9万8,000円から16万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年6月1日から平成28年3月21日まで

A社に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額と比べて低く記録されている。給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、オンライン記録によると9万8,000円と記録されているところ、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び平成21年から平成27年までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、平成21年6月に9万8,000円に改定する旨の届出が、また、各年の定時決定における算定の基礎となる月の報酬月額に基づく標準報酬月額が9万8,000円である旨の届出が行われていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(16万円)に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

一方、上記給与支給明細書により、請求者は請求期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額から、16万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。